

大学入学者選抜における不正行為防止策として考えられる主な取組(案)

1. 大学が、受験者数や試験運営体制等に応じて取組むべき事項

※巡視要員の配置及び「出願にあたっての不正行為をした場合の取扱いの明確化」に関する取組については、大学において要否を判断。

「試験監督」

取組例	留意事項
試験時間中の巡視回数増	
巡視時に注意する点(服装、手の位置、受験生の視線 等)の周知徹底	注視が過剰にならないこと
監督者を補助する巡視要員の配置	大学が過度の負担を負わないこと

「受験生の所持品」

取組例	留意事項
通信機器の持ち込み禁止や試験場で預かること、あるいは試験開始前に通信機器の電源を確実に切らせることを徹底	緊急時等の連絡手段の確保

「受験生への事前周知」

取組例	留意事項
所持品の扱いに関するルール違反が発覚した場合は不正行為の有無に関わらず成績無効とする。	

「出願にあたっての不正行為をした場合の取扱いの明確化」

取組例	留意事項
不正行為をした者を次年度以降は当該大学において受験させない(受験資格の停止)。	
不正行為が行われた場合には、業務が妨害されたと見なし、警察に被害届を提出する可能性を明示(刑事事件に発展し得ることを明示)	
不正行為を行った場合の取扱いに従うことを同意させた上で出願させる。	
不正行為の認定に当たっての、受験生からの聴聞の機会の設定	

2. 文部科学省や大学入試センターが、大学と協力しながら取り組むことが考えられる事項

《受験生の倫理教育》

取組例	留意事項
倫理教育、不正行為をすることが行為者にとってマイナスであることを高校等において周知徹底することを要請	高校等の協力が必要

《受験産業等への協力要請》

取組例	留意事項
不正を幫助するような行為に関わらないよう受験産業や家庭教師、大学生等への協力要請	
試験時間中に入試問題の流出が疑われるような情報を把握した場合は、試験実施主体へ連絡することを通信事業会社、受験産業等へ要請	